

平成29年度 第2回春日井市障がい者施策推進協議会 議事録

- 1 開催日時 平成29年8月29日(火) 午前9時から
- 2 開催場所 春日井市役所南館3階 第3委員会室
- 3 出席者 委員
会長 木全 和巳(日本福祉大学)
委員 野田 由美江(春日井市身体障害者福祉協会)
戸田 三保子(春日井市肢体不自由児・者父母の会)
河野 まゆみ(春日井市手をつなぐ育成会)
黒川 修(春日井地域精神障害者家族会むつみ会)
関戸 雅喜(春日井市社会福祉協議会)
長嶺 賢(愛知県心身障害者コロニー)
小川 百合子(春日井保健所)
川島 さとみ(春日井公共職業安定所)
大西 淳子(春日台特別支援学校)
田代 波広(尾張北部障害者就業・生活支援センターようわ)
岩谷 直子(公募委員)
志村 美和(公募委員)
服部 千鶴子(公募委員)
オブザーバー 綱川 克宜(尾張北部圏域地域アドバイザー)
事務局 障がい福祉課長 中山 一徳
同課長補佐 黒田 重喜
同課長補佐 入谷 耕介
同障がい福祉担当主査 山崎 俊介
同認定給付担当主査 鈴木 亜也子
同主任 川口 良子
同主事 土屋 岳陽
傍聴者 4名
欠席 市川 潔(春日井市介護保険居宅・施設事業者連絡会)
- 4 議題
 - (1) 第3次春日井市障がい者総合福祉計画の実施状況について
 - (2) 障がい福祉サービス等の実績について
 - (3) 重点課題について
 - (4) 第4次春日井市障がい者総合福祉計画の中間案について
- 5 配付資料
 - 資料1 第3次春日井市障がい者総合福祉計画具体的施策の実施状況
 - 資料2 障がい福祉サービス等の実績
 - 資料3 重点課題について
 - 資料4 第4次春日井市障がい者総合福祉計画中間案

6 議事内容

【事務局】（あいさつ）

【事務局】（会議成立の要件等の報告、資料確認）

それではこれより議事に入らせていただきますが、ここからの議事進行は木全会長にお願いしたいと思います。

【木全会長】 おはようございます。朝早くから、お集まりいただきありがとうございます。2週間程前に、事務局と打ち合わせをしました。夏休みを返上して準備していただき、できるだけ早く委員の皆さまに資料をお送りしました。皆さまに宿題を出して恐縮ですが、本日の会議でご意見をいただきたいとお願いをさせていただきました。

私自身が大事にしたいのは、本人を含め、家族や支援者の方、家族に寄り添っている方等の実態を大事にしながら、その方たちが思っていること、目指していること、考えていることを、計画の中にできるだけ具体的に反映させるということです。それらを大事にしながら計画をつくっていかないと、ただ計画ができただけになってしまい、一緒に計画を生かしていくことができないと思います。皆さまが意見を言えないまま会議が終わってしまっただけでは運営する側としてとても申し訳なく思います。少し時間は長くなりますが、12時前には終了したいと思いますので、皆さまのご意見をたくさんお聞きできればと思います。

先ほど事務局とも話をしたのですが、地域自立支援協議会という協議会が別があり、この推進協議会とは別で開催されることとなりますので、ここで話し合われて修正された中間案については、たくさんの人たちの意見を聞きながら最終的にまとめ、中身を練りあげていきたいと思っています。ご協力をよろしくお願いたします。

では、これより議事に入らせていただきます。

<議題（1） 第3次春日井市障がい者総合福祉計画の実施状況について>

【木全会長】 はじめに、議題（1）第3次春日井市障がい者総合福祉計画の実施状況について、事務局からご説明いただきます。

【事務局】（議題（1）第3次春日井市障がい者総合福祉計画の実施状況について、資料1に基づき説明）

【木全会長】 ありがとうございます。平成28年度までの進捗状況について説明していただきました。ご質問等がありますか。

【野田委員】 3ページの「福祉応援券」について、最初は現金の方がいいという苦情がありました。新企画なので色々なことができるのから、3年程度は使ってみてくださいと説得しました。ところが最近、「福祉応援券」を現金化している人がいるという話を聞きました。この券は、障がい者手帳なしで使うことができるため、額面より安く譲り渡しているそうです。券の裏には、換金はいけないと注意書きが書いてあります。広がらないといいのですが、どうすればいいのだろうと困っています。

【木全会長】 罰則金はないのですか。金券ショップへの確認は誰がしているのでしょうか。

【事務局】 今のお話では、おそらく「福祉応援券」をもらった方が、安く現金と交換しているということだと思います。もちろん、現金化できないことや、金券ショップへの持ちこみができないことについて、お話はさせてもらっています。しかし、金券ショップにまで行って調査はしておりません。一部のスーパーで食品に使われているという話があったときは、日用品や食料品を扱っている店舗に、改めて適正な使

用にご協力くださいという文書を送らせてもらいました。そのような話を聞かれた際には、適宜情報をいただければ、私どもで対応をしたいと思います。

【野田委員】 食料品には使えないと書いてあるといっても、どのスーパーで使えるか、すでに情報が出回っています。

【事務局】 私どもも、そのような情報は伺っています。利用可能な品目の見直しについては、適宜考えておりますので、その中で食料品等の取り扱いについても検討し、対応を考えていきます。また、基本的には障がい者手帳を提示していただかなくても、使っていただけるようにしております。今後も、手帳を提示してもらうことまでは考えておりません。

【木全会長】 タクシー等が利用できる「タクシー券」から、利用可能な範囲を広げたことはよかったと思います。ただ、いくつか課題が出ていることも受け止めながら、次回の計画にどう反映させるかだと思います。

進捗についても確認をしていき、このあと中間案について委員の皆様にご意見を伺います。

<議題（２） 障がい福祉サービス等の実績について>

【木全会長】 次に、議題（２）障がい福祉サービス等の実績について、事務局からご説明いただきます。

【事務局】（議題（２）障がい福祉サービス等の実績について、資料２に基づき説明）

【木全会長】 ありがとうございます。地域自立支援協議会で、丁寧に分析をしていると思います。中間案でもこの形でまとまるので、これでいいのかということも含めて、ご質問やご意見をいただきたいと思います。

【黒川委員】 全般的な進め方、中間案としてのまとめに至る経過について、伺います。この会議で委員が色々ご発言され、検討を依頼したり、調査をお願いしたりということが多々ありました。私たちが今手にしている資料には、施策推進協議会の議事録や、意見に対する事務局のその時点での返答は書かれていますが、その後、その意見がどのように中間案に反映されたのか、あるいは却下されたのかという経過が書かれていません。

具体的に申し上げますと、昨年度、施策推進協議会で精神障がい者への医療費補助について市長へ意見書を出すという話がありましたが、その結果がどうなったのかが分からないです。また、議事録に載っている意見が、具体的に中間案のどの項目に反映されたのかも分かりません。意見すべてを実現することはできないと思いますが、どう対処したのかということが分かるようにしないと、施策推進協議会の位置付けが曖昧になってしまうと思います。

中間案の最後にPDCAサイクルが載っていますが、どのように意見を反映させているかの経過を、点検評価できればと思います。

【木全会長】 今のご意見は、後の議題（４）に該当すると思います。議題（４）では、中間案について、また、今までの意見がどう中間案に反映されているのかについて議論したいと思います。この後に時間を取っていますので、そこでもう一度議論をするということよろしいでしょうか。

【黒川委員】 中間案や実績の検討、調査結果は、関連があると思います。例えば、資料１の２ページのイの取り組みに「地域活動支援センターⅠ型の設置について検討します。」とあり、３次計画にも入れていただいています。進捗状況の資料には「アンケ

ート調査を行いました」とありますが、前回の事務局の話では、アンケートの内容について「一つも要望がありませんでした」という回答でした。私は、I型の説明として「精神障がい者が安心して日中生活を行える精神保健福祉士等を配置した居場所」という内容がアンケートの回答者には理解されていないのではとお聞きしたのですが、その質問に対する回答が本日の一覧の中にはありません。

【木全会長】 今のご意見も、資料2ではなく資料1になるかと思えます。黒川委員がおっしゃったように、資料1の2ページの②に、「地域活動支援センターI型については、アンケート調査を行いました」とあります。しかし、I型についての丁寧な説明がなかったので、I型が必要ない、必要であるという回答を得られなかったのではないですかと、黒川委員はご質問されたと思えます。アンケート実施後でも、施策推進協議会で家族会やご本人への聞き取り等をする中で、I型がほしいという声があるのなら、中間案に反映させることもできると思えます。

【黒川委員】 先生のおっしゃるように、今後の議論になると思えますが、議題として関連しているため、質問をさせていただきました。

【事務局】 I型のアンケートについては、アンケートを取る際に、事前にこのような項目でさせていただきますとお話はさせていただきました。当事者の方にお伺いした中で、I型についての意見は特になかったという結果が出ました。ただ、精神障がい者の方の居場所という部分で必要ではないかと、市としても資料4の24ページに「②地域生活支援事業の充実」のイの取り組みの一番下に「精神障がいに対応した地域活動支援センターの拡充について検討します。」という文言を入れております。I型についてのご意見がなかったからといって、カットすることは考えておりません。

【河野委員】 資料2の6ページの短期入所について、地域自立支援協議会の中でも「調査をしました」という報告があります。そもそも、なぜ調査になったかと言うと、平成28年度の支給決定が449人に対して、利用率が22.9%と低かったためです。必要なものの支給決定に関しては、高い利用率が出ています。しかし、短期入所に関しては、利用しなくても支給決定を持っている人がいるので、利用率が低くなっているというのが地域自立支援協議会の意見です。

調査の経緯は、地域自立支援協議会や運営会議の様子をみておりますし、実績もその通りに出てきたのですが、地域自立支援協議会の意見として、この低い利用率でよしとしていいのかと感じました。きっかけになった部分がぼやけてしまったように感じます。次回も同じような結果がでてくるのではないのでしょうか。他の市町の状況はよく分からないのですが、サービスが必要だからといって高い実績になるべきなのではないのでしょうか。春日井市の短期入所に関しては、この結果で仕方がないからと、次計画も同じような目標値でいいのでしょうか。

【木全会長】 他の市町も短期入所の利用率は低いです。レスパイトも含めて本当に必要な人の申請だけで数字を出せば高くなると思えます。不安なので緊急時に確実に使えるお守りとして、とりあえず支給決定を受ける方が多いです。とりあえず4日、2日と受給者証を出している市町もあります。その場合、結局緊急事態が起こらないご家庭が多いほど、利用率は下がることになります。本来の短期入所のための申請や、宿泊の練習のための申請と、お守り的な申請の数がいっしょくたになっているので、地域自立支援協議会では、その辺りも含めて調査をされたのではないかと思います。

【河野委員】 緊急時に必要で利用される方もいらっしゃいますが、利用につながらないとアンケートの中にも出てきています。実績が低いのは、ある意味、春日井市ではそ

れなりの生活ができているとあっていいのでしょうか。緊急時に必要な量や対応がきちんと担保されていれば、次計画でそれについても調査するかもしれませんが、実績は低くても良いということかと思えます。

【木全会長】 地域生活別のところになるので、レスパイトやお泊まり練習等の短期入所とは分けて考える方がいいと思います。

【河野委員】 短期入所の意味合いだけを考えていけば、今までの調査について疑問があったので質問させてもらいました。短期入所のあり方を、今後考えていけばいいのではないかと思います。

【田代副会長】 短期入所の調査をしたときは、利用率に対しての数字が現状どうなのかわからないため、地域自立支援協議会の中でも分析をしました。平成28年度の短期入所の利用率が22.9%というのは、国の指示で3月の利用率を出しています。ただ、いつだったか就労継続支援B型の利用率がインフルエンザの影響でがたんと落ちてしまい、そのまま載せざるをえなかったことがありました。そういったこともあるので必ずしも、現実的な数字とは限りません。短期入所の調査についても、結果的には今おっしゃられたようなご意見をいただくことがあります。また、河野委員がおっしゃられた通り、このまとめ方で良いかなということもあると思います。

【木全会長】 この会議で文面を変えるわけにはいかないの、持ち帰っていただかねばなりません。このまとめ方で良いかという意見が施策推進協議会で出たということ踏まえて、10月の地域自立支援協議会でご検討していただくということでもよろしいでしょうか。

【服部委員】 資料2の12ページの「③ 地域自立支援協議会の意見」について、3つ目に「移動支援の利用率が低いのは、事業所の人材不足が大きな要因である。」とあります。近所に一人暮らしの高齢者の方がいるのですが、家ではヘルパーが支援をしています。しかし、病院等で診断や検査を待っている時間も全てヘルパーの付き添いが必要なのでお金がかかって困っていると聞きました。ヘルパーの利用は1時間2,000円くらいだそうです。事業所にお願いをすると、もう少し安価で利用できるのでしょうか。また、人材不足に対しても、特別な施策が必要だと思います。広報等で募集して市民に応募してもらうことはできないのでしょうか。どのようなシステムか教えてください。

【事務局】 移動支援というサービスは、基本的に社会参加や余暇参加の外出支援を行うサービスです。通院等の外出支援は含まれていません。通院等の外出支援は、居宅介護サービスの中で、通院介助というサービスがあり、それを使っていただくこととなります。あくまで、病院に行くまでの支援です。病院内での付き添いは、病院のスタッフに対応していただくということで、通院介助の算定に含まれないというのが、基本的な考え方です。病院内での介助を求めるようなサービスについては、事業所からも現状自費でお願いする形になっているかと思えます。また、移動支援のヘルパーになるには、研修を受けて資格を取る必要があるため、誰でもなれるわけではありません。

【木全会長】 高齢者でも障がいがあれば、障がい福祉サービスで利用できるものがありますが、そうでない高齢者は介護保険制度上、障がい福祉サービスは利用できないと思います。

【事務局】 障がい者のサービスの対象となる方を前提にお話をさせていただきました。介護保険の対象の方では、若干制度上違ってきます。

【服部委員】 障がいのある方ですが、社会参加という目的のみで、通院には使えないということでしょうか。

【事務局】 地域生活支援事業の中の移動支援事業に関して言えば、そうなります。

【木全会長】 個別のケースについては、後でどのような事情があるのか、受給者証がどういうものか等、聞いていただければと思います。

<議題（3） 重点課題について>

【木全会長】 次に、議題（3）重点課題について、事務局からご説明いただきます。

【事務局】（議題（3）重点課題について、資料3に基づき説明）

【木全会長】 ありがとうございます。この3つを今回の計画の重点課題として挙げさせていただきました。13ページや18ページの中身については、先日の打ち合わせでも、もっと詳しく書き込むということを確認しました。もちろん、他についても、中間案の中に書き込んでいくことになると思いますが、多くは掲載できないので、特にこの3つの重点課題については、数値目標も確認しながら、残りの3年間でできるだけきちんと進めていくことになります。

<議題（4） 第4次春日井市障がい総合福祉計画の中間案について>

【木全会長】 次に、議題（4）第4次春日井市障がい総合福祉計画の中間案について、事務局からご説明いただきます。

【事務局】（議題（4）第4次春日井市障がい総合福祉計画の中間案について、資料4に基づき説明）

【木全会長】 ありがとうございます。頭から順番にやっていくより、皆さまのご意見を出していただきながら、進めていきたいと思えます。

【田代副会長】 1点目、18ページの重点課題について、前回は点数化をして、アバウトな形で挙げられたものだったので、今回はそれを踏まえて具体的に協議し決定していくと捉えていましたが、よろしいでしょうか。

2点目は、23ページの①の「イ 計画相談支援の利用促進」について、取り組みの中に「計画相談支援の効率的な利用を促進します。」とありますが、「地域自立支援協議会等を通じて段階的に具体的な進め方を決定し、進捗管理を行っていきます。」と表記してはどうかと思いました。

3点目、24ページの①の「カ 地域生活支援拠点整備の検討」について、取り組みの中に「整備、検討に際しては具体的なスケジュールを決めて実施をします。」と書く方がいいのではないかと思います。

4点目、同じく24ページの人材育成については、事業者間研修のみならず基幹相談支援センターや地域自立支援協議会が、より具体的に実施できるように盛り込んでいただきたいと思えます。

5点目、31・32ページの「② 精神保健福祉施策の推進」について、「ア 社会復帰の支援」「イ 退院の促進」とありますが、地域の医療機関との連携や地域移行、地域定着支援の利用促進等を盛り込んだ方がいいのではないかと思います。委員の皆さまのご意見もいただきたいと思書かせていただきました。

6点目、37ページの「① 障がい者雇用の促進」について、地域自立支援協議会はたらく部会で検討を続けているため、この辺りについても表記していただいて構わないという意見です。

7点目、45・46ページの障がい者差別について、差別を感じている人の割合が高く、障がい者虐待防止ホットラインさえ知らないという市民の現状があるため、例年による講演会等で周知していきますという表記でいいのだろうかと思いました。具体的に、効果的な取り組みを盛り込んでいただきたいと思います。

【事務局】 今のご意見では、「具体的に」ということを多くいただきました。大部分については、今後具体的な形を検討し、計画に挙げていければと思っております。

2点目の計画相談支援については、連携部会を開催し進めていく方向で考えております。また、各計画相談支援の事業所と意見交換をさせていただき、どのように進めていくかを検討しております。今後、具体的につめていき、計画に反映させていきたいと考えております。

【木全会長】 1点目の18ページの重点課題3つについては、もう少し書きこむということでしょうか。

【事務局】 今は、項目として挙げているだけなので、今後肉付けをしていきます。

【木全会長】 2点目については、「効率的な利用を」ではなく、もう少しちゃんとやると書いた方がいいということですね。

【事務局】 成果目標として数値を挙げ、それを目指すために、具体的な進め方を調整しております。文言を変えて具体的に計画に載せられるのか、載せられないのなら毎年の取り組みの中でどう進めていくかという形は出したいと考えています。

【木全会長】 3点目について、地域生活支援拠点については、「整備の検討」ではなく、本当は昨年中につくらねばならなかったのを国が免除してくれたのでしたか。

【事務局】 基本指針では平成32年度までに、少なくとも1か所を整備するとしております。

【木全会長】 「検討します」ではなく「整備します」にしなければならないということですね。

4点目の人材育成について、もう少し具体策をとということなので、ここで皆さまのご意見もお伺いし、次回までに文言を変えていただくということですね。

5点目の精神保健について、地域移行や地域定着をどういう形で盛り込めばいいかは、要検討だと思います。地域移行、地域定着という言葉は入れないといけないのでしょうか。知的障がいと精神障がい両方の視点で入れた方がいいということでしょうか。これも要検討だと思います。

6点目、37ページは地域自立支援協議会のはたらく部会の取り組みを含めて書き込んであるといいということですね。

7点目、差別についても、もう少し具体的な取り組みを書き込んだ方がいいということですね。ここで中身までは確認ができないので、次回少し内容が変わるということだと思います。要検討をお願いします。

【小川委員】 1点目、資料4の23ページ、具体的施策の「① 障害福祉サービスの充実」の中で「イ 計画相談支援の利用促進」とあります。資料1の1ページ「① 障害福祉サービスの充実」では「イ 計画相談支援の利用促進」の取り組みの中に「計画相談支援を周知します」とあります。資料4の32ページ「② 精神保健福祉施策の推進」の「イ 退院の促進」に関連記述がありますが、精神障がい者の地域移行は、医療と福祉の双方に関わる課題であることを踏まえ、22ページの「1 生活支援」にも、記述が必要ではないかと思えます。また、23ページの「計画相談支援」と平行する形で「地域移行支援」「地域定着支援」を項目立てしていただければと思います。

2点目、22ページの「現状と課題」の下から3行目に、「計画相談支援の利用実績は見込み量を下回っており」と書いてあります。資料2の7ページに「計画相談支援」「地域移行支援」「地域定着支援」の各グラフが載っています。「地域移行支援」と「地域定着支援」の利用実績も見込み量を下回っているので、「計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援の利用実績は見込み量を下回っており」と追記してはどうでしょうか。

3点目、資料4の31ページ「3 保健・医療」の具体的施策の「② 精神保健福祉施策の推進」の取り組みで、市民にとって最も身近な相談窓口として、保健所と並行してメンタルヘルス相談の充実をお願いしたいと思います。相談にあたっては、継続的な相談や支援にも応じられる体制づくり、また複合的な要因が絡みあって悩みが深刻化している事例も多いことから、自殺予防対策とも連動して、相談内容に応じて各担当課が横の連携を深める等、その後の支援につながる体制づくりについてご検討いただければと思います。

【事務局】 今回いただいたご意見に関しては、検討させていただきたいと思います。

【木全会長】 2点目の地域移行、地域定着の利用実績については、文言を入れる方向でいいのでしょうか。

【事務局】 はい。前向きな方向で検討させていただきます。

【木全会長】 3点目の質問と関連して、春日井市のメンタルヘルス相談はどの課がどのような形で実施しているのでしょうか。

【事務局】 市のメンタルヘルス関係の窓口は、健康増進課になります。先ほどおっしゃられた自殺予防関係の計画も、そちらで策定することになります。健康増進課と連携をしながら進めることになると思います。

【木全会長】 具体的に、今のような説明があると読んだ人も分かりやすいと思います。この文章では、どこが何をどこでしているのか、どこまでされているのかが分かりません。説明を書き込むか、春日井市ではこのような取り組みをここでしているという注を入れる方がいいかもしれません。

今の春日井市の中で、どのような割合で、どんな年齢層が、どんな原因で自死されることが多いのかを分析し、どう自死を減らしていくかの計画は健康増進課がつくられるのでしょうか。

【事務局】 健康増進課ですることになると思います。

【川島委員】 1点目、資料4の17ページに「アクセシビリティの向上」とありますが、「アクセシビリティ」の意味が分かりませんでした。一般的には使われない言葉なので、注意書き等があればと思いました。

2点目、36ページの18行目に「就業・生活支援センターで職場の障がい理解等の支援を行っていますが」とありますが、「職場」というのは事業者側の表記になります。就業・生活支援センターは事業所と求職者への支援を行っているので、求職者側の表記もあるとよりいいのではないかと思います。

3点目、同じく36ページの19行目に「認知度は知的障がいのある人以外で」とありますが、知的障がいのある人の認知度はどうなのか、なぜここで「知的障がいのある人以外」という書き方をされているのか疑問に思いました。知的障がいのある人の認知度についての表記もあれば、認知度の対比ができるのでいいのではないかと思います。

【事務局】 1点目の「アクセシビリティ」については、他の委員からも言葉の意味が分からないというご意見をいただいております。第3次計画では計画書の85ページ以降

に用語説明を掲載しました。同じような形で載せるのか、そのページ内に注釈として入れるのか、検討したいと思います。

2点目、3点目のご意見でいただいた文章表現については、ご指摘いただいた通り修正をさせてもらいたいと思います。

【木全会長】 具体的にご意見をいただくと、修正する方がいい部分についてはほとんど修正ができるので、とてもありがたいと思います。

【大西委員】 1点目、28ページの表の中に「特別支援児」という言葉が何か所かありますが、聞き慣れない言葉です。一般的に使われていないので、より分かりやすい言葉に変えていただければと思います。

2点目、28ページと34ページに「特別支援教育コーディネーターの質的向上」の施策があり、取り組みの中に「小中学校の特別支援教育コーディネーターのための研修を開催します。」とありますが、すでに愛知県教育委員会による研修や春日井市教育委員会による研修が行われています。今年度は市の教育委員会の方をお招きして春日台特別支援学校でも研修を行いました。市として、今までやっていないのでやるということであれば、このままでいいと思いますが、実際の学校現場では何年も前から研修をしているので、この表記に疑問を感じました。今までやっているがさらに充実させるということであれば、文言を変えていただく方がいいと思います。

3点目、同じ28ページの「特別支援教育コーディネーターの質的向上」の中の取り組みに「校内研修を開催します。」とあります。これも愛知県教育委員会が主催のものもありますが、実際に春日井市教育委員会や春日井市立の小中学校から要請を受けて巡回相談等を、学校をあげて研修を実施しています。2点目と同じように、今まで全く実施していないわけではないので、市民からの誤解を招かないために「校内研修の充実を図ります。」等の文言に変えていただければと思います。

4点目、29ページの④の交流学习について、取り組みの中に「通常学級と特別支援学級、特別支援学級間の交流及び共同学習を開催します。」とありますが、ここに「小中学校と特別支援学校」という言葉も記載していただければと思います。34ページと45ページの交流学习のところにも、同じようにお願いいたします。

5点目、同じ29ページの交流学习について、「障がいのある子どもと地域の子どもや地域の人達の相互交流を行います。」とありますが、「居住地校交流」を活発に進めているので、それについても一言入れていただくと市民の理解も深まるのではないかと思います。

【事務局】 事前にご意見をいただいておりますので、できるところは関係課に聞き取りをしてまいりました。それを元にご回答させていただきます。

1点目、「特別支援児」という言葉について、厚生労働省で使われ始めているのか担当課に聞いたところ、「そのようなことは無いが、障がい者手帳を持っていない、発達障害という診断を具体的に受けていない子どもでも、保護者の方から申し出があれば、人の加配をして手厚いケアをするという体制は取っているため、今までのように『障がい児保育』という呼び方を使ってしまうと、保護者の方の抵抗があるのではないかという配慮から、『特別支援児』という言葉は春日井市では使っている」との回答でした。ただ、ご指摘の通り、一般的にイメージしづらいならば表現の工夫が必要ではないかと思っておりますので、ご提案いただいたように「特別な支援の必要な子ども」という書き方で担当課にも確認をし、了解を得られれば変更したいと思っております。

2点目と3点目について、何年も実施している事業についても、この計画では「開催します」という表現の仕方をしております。現行の計画でも同じ表現の仕方を取っております。ただご指摘の通り、今後新たにはじめると誤解も招きかねないと思われました。「充実を図ります」と表現すると、回数を増やしたり、対象の範囲を広げるなどの意味に捉えられがちなので、今まで通り実施するのに「充実を図ります」とは書きづらい事業もあるかと思いますが、適切な表現方法を検討したいと思いません。

4点目、小中学校と特別支援学校の交流については、実際に行われているのであれば記載したいと思いません。

5点目、居住地校交流に力を入れられていることがお話を聞いて分かりましたので、意に沿うような形で表記したいと思いません。

【木全会長】 ありがとうございます。資料1では、これまでの取り組みについても書かれていましたが、計画には今後3年間のことしか書いていないため、分かりにくいのだと思います。ゆとりがあるなら、やってきたことも含めて取り組みに記載してはどうでしょうか。施策の前後にこの3年間で春日井市の中で取り組まれたことや、その成果について記載し、その次に今後3年間のことを示した方が分かりやすくなると思います。その後に予算の関係で継続なのか、新規事業なのかを付け加えれば良いと思います。その方が読んでいる人にとっても、PDCAが分かりやすくなるのではないのでしょうか。3年後計画を改定するときに事務局も委員も変わるかもしれないのでそういった形で冊子として残していただければと思います。資料1に施策の進捗状況についてまとめていただいております、私たちは確認ができますが、市民は見ることはありません。予算の関係や作業的にも大変かもしれないと思いますが、検討していただければと思います。

【岩谷委員】 1点目、27ページに成果目標が4項目ありますが、そこに「児童発達支援センターの数」を追加していただきたいと思いません。今までの会議で、児童発達支援センターの数が足りない話は、かなり議論としてあったかと思いません。しかし、具体的な記述が中間案のどこにもありません。春日井市には本来3事業所あるべきところがまだ1事業所しかありません。また、その児童発達支援センターが十分に機能していないということもあり、成果目標として見える形にしないと推進されないのではないかと思います。平成32年には人口に対する適正数である3事業所となることが望ましいと思いません。

2点目、先ほどの話に関連しますが、28ページの「カ 児童発達支援センターを拠点とした支援体制づくりの推進」の取り組みに「あり方について検討」とありますが、具体的な記載をしていただきたいです。第3次計画を策定する際にも、「児童発達支援センターは増えないのですか」と質問したところ、計画に「増やす」と書いていないので増やせないという回答だった記憶があります。そのため、「児童発達支援センターの増設と機能強化」と記載していただきたいと思いません。

3点目、同じ28ページの「③ 教育環境の充実」で、「教育委員会との連携」について追加していただきたいと思いません。また、学校現場での学習困難な児童の支援についても分かりづらいと思いません。大西委員のお話を聞き、様々な取り組みを実施していることが分かりましたが、ここを読むだけでは分かりづらいため、事務局で変更していただきますようよろしくお願いいたしますと思いません。

4点目、24ページの「② 地域生活支援事業の充実」に、「障がい者生活支援センターの増設」を追加していただきたいと思いません。資料2の10ページの「1 障

「障がい者相談支援事業」の平成27年度・平成28年度の状況のところ、相談件数の見込み量を実績がはるかに上回っており、平成28年度に関しては実績が1,000件を超えています。計算すると、1人の相談員が60件の相談に対応していると考えられ、障がい者生活支援センターはキャパオーバーであることが読み取れます。また、事業内容が増えていると思うので新しくセンターを増やさないと、対応できないのではないかと思います。

【事務局】 1点目について、「児童発達支援センターの数」は、今は成果目標に挙げていませんが検討させていただきます。事業所数については、岩谷委員は3事業所と言われましたが、基本指針には「市町村に少なくとも1か所以上」という表記があります。春日井市として、成果目標に何か所と掲げて整備していくかは、検討させていただきます。

2点目、「児童発達支援センターを拠点とした体制づくりのあり方について検討」と書かせていただいています、もう少し具体的な表記をできるように検討します。

3点目の教育委員会との連携に関しては、大西委員からもお話をいただきましたので、教育委員会と調整して考えます。

4点目の障がい者生活支援センターの増設については地域自立支援協議会で現状を確認していただく中でご意見いただければと思います。また、相談員が足りなくて相談を断ったケースがあることは、事務局では伺っておりませんので、今はそのような状況ではないと考えております。ただ、今後相談件数が増える可能性もあるため、現在の体制のままでよいか考えていく必要があると思います。地域自立支援協議会でも色々ご意見を伺いながら考えていきたいと思っております。

補足になりますが、3点目の特別支援教育連携協議会について、教育委員会に聞き取りを行った内容を報告させていただきます。教育委員会では就学支援委員会を6月、11月、1月の年3回開催しています。これに今年度から8月を追加して4回開催することになりました。今年度は8月31日の開催を予定しています。8月に追加した委員会では、情報交換のほか、事例を通して集団での学習に慣れない子どもにどういった支援をするとよいか、自分で学校まで登校できない子どもに対しての登校支援の仕方についての検討を行う予定です。将来的には、この8月の委員会を特別支援教育連携協議会として分離独立したいという青写真を描いております。就学支援委員会のメンバーについては、校長先生2人、教頭先生1人、特別支援教諭1人、春日台特別支援学校の校長先生、小牧特別支援学校の校長先生、保護者代表となっております。保護者代表は、在校生の保護者では利害関係が絡んでしまうため、在校生がいない障がいを持つ子どもの保護者を考えております。ほかに、医療関係者2人、学識者として愛知県心身障害者コロニー内にあるあいち発達障害者支援センターの方1人、保健所の所長、春日井市社会福祉事務所長となっております。担当者の個人的な思いとしては、役職のある方たちが就学支援委員会に参加されているので、特別支援教育連携協議会として分離独立が実現したら、もう少し実務者レベルで担当者を集めたいと考えているそうです。ただ、実際には今年の8月に一歩目を踏み出したところであり、いつまでというイメージは、まだ描けていない状態のようです。

【志村委員】 皆様のご意見や事務局からのご回答を聞いて、この施策推進協議会でどこまでできるのかをお伺いできればと思います。私は、第3次計画の発表の際に一般人として会場にいました。障がい児の支援に関わるが多く、その悩みが

多いのですが、自分の興味がある項目について今後やっていくことが掲載しているととても期待してしまいました。そのときに、「特別支援教育連携協議会の設置」の項目を見て、やっと設置していただけると期待して委員になりましたが、今のお話を聞き、障がい児支援を充実させるために、教育委員会の主導でやっていくだけでよいかということや、障がい福祉課でどう教育の部分に関わっていくのかということにとっても疑問を感じました。

具体的に申し上げますと、1点目、18ページの重点課題の「(1) 相談支援体制の充実」に「市内のさまざまな機関が連携し」とありますが、どう連携するのでしょうか。本来ならこの会議に関係各課の方がいないことが疑問です。また、「(3) 障がい児支援の充実」では、(1)と同様に障がい児(者)及びその家族へのアンケートだけではなく、受け入れ側(保健師、保育士、教員等)の聞き取りをしなくては現状がつかめないと思います。また、保護者の話によると、相談に行ったら学校や保育園等、色々な機関につながってもらえると安心するが、話を聞いてもらって終わりだと、足が遠のいてしまうそうです。

2点目、27ページ、29ページ、34ページに「サポートブックの活用」について書かれていますが、PDCAの意味では、そもそもサポートブックが役立っているか見直しを行っているのでしょうか。

3点目、28ページ、31ページに「乳幼児健康診査」「新生児聴覚スクリーニング」の実施について書いてありますが、障がい児については早期発見、早期支援が重要だと言われています。乳幼児健診は1歳半と3歳児が現状ですが、他の自治体では5歳児健診を始めているところもあります。もしかしたら子どもに障がいがあるかもしれないと悩むお母さんにとっては、就学、就職、結婚の時期に、誰かに相談したり、支援を受けたいというニーズがあります。3歳児健診は集団生活が始まったばかりの時期です。5歳になると、集団生活を始めて2年くらい経っているのです。子どもの集団における特性や困っているところが見え、就学前に悩まれることが多いです。学校側も受け入れるにあたって、子どもにどのような支援が必要かを考えていく時期だと思います。今後、春日井市としてはどう考えているのでしょうか。

4点目、28ページと34ページの「特別支援教育支援員の配置の推進」について、平成27年度から支援員を着実に増員していただきました。しかし、まだ足りない現場もあります。現在19名ですが、市内の小中学校を合わせると52校あるので、1校に1人いないということになります。支援員の費用対効果が分かりにくく、今後絶対必要であるということを示しづらいため増員しにくいという声も聞きました。早期に支援することで、不登校やいじめを防ぐことができるかもしれません。起きた後の対処ではなく、予防効果や子どもの未来に人的費用をかけていただけないかと思いました。

春日井市の特別支援教育について話し合う特別支援教育連携協議会について、障がい福祉課としては、先ほどの就学支援委員会の続きのような感じで考えていらっしゃるのでしょうか。特別支援教育連携協議会の委員の中には医師もいらっしゃるようですが、春日井市の福祉と同じ方向性で取り組むことを考えたときに、教育からの視点だけではなく、福祉の視点からの意見も反映できるように配慮をしていただきたいと思います。

【事務局】 1点目、「相談支援体制の充実」について、行政は事業によって担当課が分かれているものが多く、うまく連携するために、地域自立支援協議会の中の子ども部会

に関係部署の方にメンバーとして入っていただくことを検討したいと思っております。

2点目、「サポートブック」について、先日アンケートを取り、今集計をしております。実際、利用されている方もいらっしゃるが、知らない方も多いようです。地域自立支援協議会子ども部会でアンケート結果の分析を行い、利用されていない理由も含め、必要な見直しや、そもそもサポートブック自体が必要なのか、項目が多いため簡略化できないか等を検討していきたいと思っております。

3点目と4点目について、5歳児健診や特別支援教育の関係については、関係部局と話をしながら調整したいと思っております。

【木全会長】 現実に、地域自立支援協議会の子ども部会には、春日井市の教育委員会の特別支援教育担当の方は来られているのでしょうか。

【事務局】 今は入っていません。去年か今年に、一度来ていただいてお話を聞く機会は持ちました。

【木全会長】 市町によっては、特別支援教育担当の方に定期的に来ていただきながら、福祉教育も含めて一緒に取り組まれていることもあるそうです。また、4歳半の発達の節目は、とても大事なもので、5歳児健診の実施は課題だと思います。重度の障がいでは1歳半前には分かるので、そのような支援も含めて早期発見と療育のつなぎは教育委員会よりは連携しやすいと思っております。

【小川委員】 春日井市は、1歳半と3歳児で乳幼児健診を行っています。3歳児健診では、自宅で保護者が視覚や聴覚のスクリーニングを行った結果を、健診当日持参してもらい、健診の場で確認しています。

視覚や聴覚の発達については、子どもの目と耳の発達上から3歳児健診までに見つけることが重要です。自宅で行うことが難しい面もありますが、保護者に検査の重要性を理解してもらうことが大切だと思います。また、3歳児健診の後も、発達支援が必要な子や子育て支援が必要な母子などへの事後教室が行われていきますので、体制が更に充実されると良いと思います。また、市では妊娠届出時の妊娠早期から支援が必要な方に対して働きかけを始めています。子育て支援他関係課とも連携しながら切れ目なく取り組まれています。

【木全会長】 危機感を持ってやろうとしても、各ご家庭の状況等も含めると漏れる部分がたくさんあると思います。健診に来られない家庭が一番困っている人たちだと思うので、そこを丁寧にみて、どのように支えていくかが大切だと思います。具体的に何ができていて何ができていないかが見えにくいと思います。

【服部委員】 身体障がいのある市民の目から、具体的なことを挙げさせてもらいました。

1点目、39ページの①の「イ 駅や公共施設の整備の推進」の取り組みに「市役所庁舎を整備します。」とありますが、市役所は市内でバリアフリーが一番進んでいると思います。一方、東部市民センター、坂下公民館、高蔵寺ふれあいセンターは2階に和式トイレしかなく、不便を感じたことが多々あります。全ての施設を点検したわけではないのですが、誰もが安心して利用できるよう1階にも2階にも洋式トイレの設置を考えていただきたいと思います。

2点目、1点目と同じ39ページの「① 福祉のまちづくりの推進」について、洋式トイレが1つあればいいというわけではなく、目が不自由な方や赤ちゃん連れの方のためにユニバーサルデザインのトイレを設置する計画を考えていただければと思います。

3点目、文化フォーラムを使用する際に、CDの棚がとても使いにくいです。資料を探すのに、手伝ってもらわないと自分では検索できません。視覚や聴覚の障がい者にも優しい表示をお願いしたいと思います。

4点目、43ページ、①のキの取り組みに「福祉避難所を設置します。」とあります。近所の方と、災害時に避難所までどう避難すればいいかと話をしました。避難所があっても大雨の中避難することはできません。災害時に実際どうするか、移動手段を相談するところまで丁寧につめていかねばならないと思います。当事者の方に、避難所への移動手段を相談していただければと思います。

5点目、45ページの①の「ア 障がい者の権利と差別解消に関する啓発等の実施」の取り組みに「講演会を開催します。」とあります。識者の方が虐待について話されるのも大事なことです。ホットラインの事例の中から実際にこのような虐待を受けたという話を盛り込んでいただきたいと思います。文言を「虐待を受けた側の人の立場からの講演会を開催します。」に変更してはどうでしょうか。

【事務局】 1点目と2点目のトイレについて、市役所の中には多目的トイレ等を整備しております。確かに、古い建物に関しては、行き届いていない部分もあると思います。必要に応じて、施設側にトイレの整備について検討していただくようお願いしております。ただ、構造上の問題や、予算的なこともあり、すぐには対応できない部分もあると思います。

3点目、文化フォーラムの棚については、実際の状況を見ながら図書館に対応をお願いしたいと思います。

4点目の避難所の件について、43ページの成果目標にも挙がっていますが、避難時に支援が必要な方に事前に登録していただき、町内の方等に支援していただく「災害時要援護者避難支援制度」という制度があります。この制度の認知度もなかなか上がっていません。広く周知して、積極的な利用につなげていきたいと考えております。実際、登録者も増えていますが、認知度と比例しておらず登録した方がよい方でも、まだ登録されていない方がいるのが現状です。

5点目の講演会については、基本的に社会福祉協議会をお願いをしています。内容についても、社会福祉協議会と話をしながら検討したいと思います。

【長嶺委員】 中間案について意見を申し上げる際に、どこまで具体的に計画に期待しているかと考えておりましたが、限りはあるかなと感じています。

1点目は、23ページと27ページに、「相談支援を利用した人の割合」があります。利用計画を作成する際には、地域の障がい福祉サービスの現状をしっかりと把握した上で取り組まないと、現場が混乱してしまうと思います。セルフプランではサービスの選択が難しい場合があるので、相談支援の利用率を高めるべきだと思います。セルフプランにはメリットとデメリットがあるので、そこに着目して進める必要があると思います。

2点目、先ほど他の委員さんからもご意見がありましたが、28ページの①の「カ 児童発達支援センターを拠点とした支援体制づくりの推進」の取り組みに「児童発達支援センターのあり方について検討します。」とあります。どこまで書くかということもありますが、第3次計画に基づく意見交換の結果を受けて、何をどうするのか、もう少し具体的に記載してはどうでしょうか。

3点目、42ページの「8 防災・防犯」の「現状と課題」は、災害時に「ひとりでは避難できないと思う」方の割合が多いという書き出しで始まっています。これは、障がい児者以外の方にも多いと思います。防災担当局をはじめ高齢者や子育て

て等の関係部署と連携して市民が分かりやすく、取り組みやすい活動にしていくことが望まれます。アンケートでは、「やり方が分かれば手伝う」という結果も出ています。そういった意向が市民にあるのなら、障がい者という特殊な事情もありますが横断的に協力いただき、多くの方が助かる取り組みを進めていくと、効果があるのではないかと思います。関係する協議会があると伺いましたので、そちらで検討していただければと思います。

【事務局】 1点目、計画相談に関しては最終的には100%を目指しているのですが、事業所にもお願いすることもあると思います。また、実際利用する当事者の方や保護者の方にも必要性を説明し、利用していただける取り組みが必要だと思っております。

2点目の児童発達支援センターのあり方については、先ほど岩谷委員からもご意見をいただきましたので、もう少し具体的に記載できるよう検討します。

3点目の災害時の件については、表記を変えさせていただきます。ひとりで避難できない子どもの割合が高いのは当たり前なので、そういった点も分析し、必要な取り組みについて検討していきたいと思っております。

【木全会長】 災害時の件については、この部分だけを読むと分かりにくいので、春日井市の災害担当部局について、こんなことをここでやっているという説明を注に入れる方がいいと思います。また、防災に限らず、様々な部署・機関と連携するために中身の文章ができるだけ分かりやすくなるよう工夫していただきたいと思っております。

【関戸委員】 1点目、22ページの12行目について、各支援センターで統一した啓発をしていないため、啓発を行ったセンターに相談が集中する現状があります。基幹相談支援センターについては前回もお話しましたが、各地区民生委員自動委員協議会や各地域包括支援センターへ足を運び、各支援センターの広報啓発活動を行っています。その場で相談を受けて支援につながることもあります。その場で基幹相談支援センター以外にも市内には支援センターがありますので、最寄のところでも相談できますとお伝えしても、現実には足を運んで顔の見える関係になった基幹相談支援センターに相談したいということで、相談件数が増えているのが現状です。支援センターの担当を障がい種別ではなく、地区割にする等、どの支援センターでも同等の相談や支援が受けられる仕組みが必要ではないかと思います。

2点目、23ページの①のイの取り組みに「相談支援専門員の増員を図ります。」とあります。各支援センターに、新規の事業所の立ち上げから、立ち上げ後のフォローをする仕組みがあると、新規事業所が参入しやすくなるのではないかと思います。

3点目、24ページの②のイの取り組みに「精神障がいに対応した地域活動支援センターの拡充について検討します。」とありますが、他の障がいについても拡充の必要があるのではないかと思います。同じ②に「カ 基幹相談支援センター、障がい者生活支援センターの相談員の資質向上」「キ 基幹相談支援センター、障がい者生活支援センターの周知」とありますが、基幹相談支援センターと障がい者生活支援センターは機能が異なるので、別々に記載してはどうかと思っております。

4点目、26ページの「2 障がい児の支援」の「現状と課題」の11行目に『放課後等デイサービスの利用意向が高く…受け皿を確保することが求められています。』とありますが、放課後等デイサービスの数は十分足りていると思います。数を増やすのではなく、重症心身障がい児を受け入れられるよう、対象の幅を広げていくことが必要ではないかと思います。

5点目、36ページの「5 雇用・就業、経済的自立の支援」の「現状と課題」の9行目に「今後働きたいと思う人は、精神障がいのある人及び難病患者で約6割と高く」とあります。これらの人達は就労意欲があるので、現在の就労移行や就労継続支援Aを知っていれば、就労につながる人もいると思います。今後働きたい方に周知が必要ではないかと思えます。

【事務局】 1点目と2点目の相談支援については、いただいているご意見に関して、地域自立支援協議会の相談支援事業所の連絡会で検討させていただきたいと思えます。

3点目の「精神障がいに対応した地域活動支援センターの拡充」については、もちろん他の障がいの方についても拡充の必要があると思えます。ただ、当事者団体の方から色々とお話をお伺いしている中で、精神障がいに対応できる地域活動支援センターが少ないことを伺っているため、重点的に取り組むべきだと思っております。

4点目の放課後等デイサービスについては、数も増えておりますので、受け皿はあると思えます。ただ、質が様々であり、国でも問題となっているため人員配置の関係で基準の見直し等をしているところです。引き続き需要としてはあるので、数的な確保も必要ですし、重症心身障がい児を受け入れられるような事業所も必要であるため、27ページの成果目標の中にも「重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の数」を挙げています。

5点目については、精神障がいの方の6割に就労意欲があるということで、就労事業所を知らないのではないかとのご意見をいただきました。サービスの内容や利用方法がなかなか周知されていないことが、全体的な問題となっています。必要な方に必要なサービスが行き届くような体制を取っていくべきだと市も考えているため、今後も取り組みを継続していきたいと思えます。

【木全会長】 「相談支援体制の充実」は、重点項目にもなっています。色々な課題があるので、地域自立支援協議会の相談支援の方たちに集ってもらい、その方たちに3年後の青写真も含めて、時間をかけて検討していただきたいと思えます。現場の方たち抜きに、議論することはありえません。そこをまとめた上で、計画の中の重点項目や各項目に落としこむ作業をお願いしたいと思えます。

【黒川委員】 今回の資料を読んで、全体的に「検討します」「調査します」という項目から「実施します」「増設します」という意志のこもった文章になり、とても心強く感じました。御礼を申し上げます。

1点目、19ページの全体の方向づけについて、分野の「2 障がい児の支援」を新規に追加され、様々な分野に散らばっていた障がい児のサービスを一つの項目にまとめていただいたので、分かりやすくなったと思えます。また、身体障がいや知的障がいについては大変長い間取り組んできて整備が進んでいると思えますが、精神障がいの分野はほんの20年、特にここ9年で制度の改善に取り組んだ経過があります。この分野の項目として「精神障がい者支援」を加えることはできないでしょうか。当事者団体という立場から、客観的な説明というよりは、取り巻く厳しい状況から出てくる要望が出てしまうと思えますが、よろしくお願ひします。

2点目、先ほどもご意見がありましたが、24ページの②の取り組みに「障がい者地域生活支援拠点の推進」を入れていただきたいと思えます。この中で、包括的にグループホームやショートステイ、相談支援事業を推進できればと思えます。名古屋市や岡崎市では、総合的な障がい者支援を具体的、効果的に実施するため、障がい者の地域生活支援の拠点を設けて活動を始めていると聞きました。内容を徐々

に充実させているそうです。家族連合会としても、ヒアリングをする予定なので、それらを参考に、ぜひ評価検討をお願いしたいと思います。

3点目、31ページの②の取り組みに「保健・医療・福祉関係者による地域包括ケアシステムの協議の場を設置します。」とあり、協議会を開かれると思いますが、性格や構成について教えていただければと思います。また、メンバーに家族会と当事者が入るようにご検討いただければと思います。

4点目、32ページのウの取り組みに「医療保険適用後の入院、通院医療費を助成します。」とありますが、今後どうしていくお考えでしょうか。県下の市町村の92%が、すでに保険適用後の全額医療費助成を実施しています。県は各市町村が実施している現状を重く受け止めており、今後も市町村の助成に期待しています。このような状況の中から、「助成します」だけではなく、もう少し具体的な表現を入れていただけないかと思いました。

5点目、31ページの②の「ア 社会復帰の支援」について、先ほどの回答にもありましたが、I型・精神保健福祉士等、専門家を配置した「緩やかな日中の居場所」の検討はどこに反映されたのでしょうか。そういった場所に当事者を通わせ、継続して利用し、社会復帰につなげたいと多くの家族が切実に考えています。

6点目、51ページのPDCAサイクルについて、前回の施策推進協議会の議事録や様々な点検・評価を出していただきましたが、その結果、どの項目や文言に具体的に反映されているのかという説明がほしいと思いました。そうすることで、委員である私たちも、責任や喜びを感じながら、もっと頑張ろうと思えます。

【事務局】 1点目について、分野に精神障がいへの支援について入れてほしいとのことですが、当初説明させていただきました通り、分野に関しては第3次の基本計画を元に構成しております。今回、新規で「2 障がい児の支援」を加えさせていただきましたが、法改正により障がい児の福祉計画の策定が義務付けられたため、項目立てをさせていただきましたので、ご理解をいただければと思います。

2点目の「障がい者地域生活支援拠点」については、田代委員からもご意見をいただきましたが、具体的にどのように整備をしていくのかを文章で入れていきます。

3点目、「地域包括ケアシステムの協議の場の設置」については、基本的には障がい福祉課で行う想定ですが、関係機関と協議、調整して、メンバーや構成について平成32年度までの設置に向けてつめていきたいと思っています。

4点目の医療費助成については、ずっとお話をいただいております。障がい福祉課としても、早急に県下の他市町村並みの助成ができればと考えております。来年度予算の編成時期も近づいております。担当部局である保健医療年金課に話をし、来年度予算に反映できるようお願いしていきます。

5点目、I型の地域活動支援センターについては、今回、精神障がいの方に対応した地域活動支援センターの拡充を考えておりますので、こういったものがふさわしいか色々なご意見をお聞きし、進めていくこととなります。また、定期的な意見交換の場もありますので、その際にご意見をいただけるとありがたいです。

6点目の進行管理については、毎回進捗状況として報告させていただいておりますが、もう少ししっかりと、どのような形で実施し、実際計画ではどうなっているのか、今後改善が必要であることまで、報告したいと思います。今回の重点項目に関しても、改めて挙げるときに、きちんと説明をしたいと考えております。

【河野委員】 1点目、44ページの障がい者の差別について、市の主催する成人式に障がいのある人も参加するので、企画担当する人に周知していただきたいと思います。子どもを成人式に参加させたい保護者の方も増えているように思います。ある保護者の方のお話によると、中学で特別支援学級に通っていた卒業生が成人式に参加した際に、中学校区ごとに用意されるはずの席が用意されていなかったそうです。がっかりというより、怒っていらっしやいました。障がい者の方も地域で暮らし、当たり前前に学校にも通います。選挙についても書かれていたため、計画に入れるほどのことではないかもしれませんが、成人式にも参加できるよう、どこかに文言を入れていただければと思います。

2点目、43ページの「① 防火・防災対策の充実」について、先日深夜に避難勧告が出ましたが、雷がひどく、暗い時間帯に勧告が出ても高齢者や障がい者がスムーズに避難できるとは思えませんでした。暗くなってからの避難は危険だとよく聞きます。情報の出し方等に更なる検討が必要だと思います。みんなが安心して避難でき、速やかに対応できることを想定することが必要ではないかと思います。

3点目、23ページの①の「イ 計画相談支援の利用促進」について、第3次の計画では事業所の意思に任せる形だったと思いますが、数字が伸びませんでした。次計画ではもっとやっていたらいいと思います。行政からも強く働きかけないと伸びないと思います。何年か実施するなかで、計画を作成する方の落ち度なのか、計画を立ててもらった側のコミュニケーションのあり方なのか分かりませんが、様々な課題も出てきました。それも含めて強い姿勢が感じられるような書き方がよいと思います。

4点目、24ページの②のイの「移動支援」について、先ほど事務局から余暇的なものに使われるサービスであるという説明がありました。服部委員のご意見にもありましたが、地域で暮らしていく場合、移動のためのサービスは有料のものしかなく、送迎付きのサービス（生活介護等）以外は家族の送迎等でやりくりしているのが実態です。条件を付けて利用できるようにするなど、支援の対象を広げていただければと思います。地域の特性から必要とされるサービスについては、もう少し内容の検討があってもよいのではないのでしょうか。

5点目、25ページの③のイの取り組みにある「ヘルプカード」の言葉の意味が分かりませんでした。先ほども言葉のところで、用語集の話がありましたが、分かりやすくしていただければと思います。また、「ウ 交通費等の一部助成」の取り組み中で、「かすがいシティバス」についても書かれていますが、コースも時間帯も使い勝手がよくないので検討をお願いしたいと思います。また、「交通手段の確保」という言葉も入るといいのではないかと思います。

6点目、41ページの「① 情報提供の充実」について、市の情報提供はホームページが中心ですが、パソコンを使えない方も多いため、様々な手段による情報提供があればと思います。発信する情報は多岐に渡っているため、利用する人が分かりやすい形であってほしいと思います。難しい言葉も使わない方がよいと思います。

7点目、29ページの「③ 教育環境の充実」について、就学支援委員会のメンバーや構成について、先ほど事務局からお話がありましたが、このような情報はどのように当事者家族に届くのでしょうか。情報アクセシビリティとも関連するかと思いますが、必要な人に必要な情報が届く仕組みがあるとよいと思います。

8点目、31ページの①のイの取り組みの中に「ゲートキーパー」という言葉がありますが、分からないので、ここも用語説明がほしいです。

9点目、34ページの①の「エ 特別支援教育連携協議会の設置」について、第3次計画では「検討」だったのが「設置を進める」と変わっただけのように取れるので、期限を入れられないかと思いました。

10点目、35ページの③のエの取り組みの中で、地区社協が実施する「共生サロン」には、障がい者が参加できるものはほとんどないと聞いています。ここに挙げているということは、見直すということでしょうか。

【事務局】 いただいたご意見は参考にさせていただき、必要な修正をさせていただきたいと思います。

【戸田委員】 1点目、18ページの重点課題の「(1) 相談支援体制の充実」について、サービス等の利用計画をセルフプランでされている方は2,000人中、1,600人もいらっしゃいます。計画相談を受けた方が安心感があるため、何とかしたいという思いがあり、書かせていただきました。事業所が増えないと対処できないことが問題ですが、計画相談支援専門員の資格がある人は市内に結構おります。ただ事業所としてはやらないという声も聞きます。資格がある職員がいる事業所でできるようにしていくことが解決の近道かなとは思いますが、当事者に計画相談のメリットが伝わると、将来のことを考えて必要性を感じ達成率も上がると思います。一般相談と計画相談は、当事者から見ても違いが分からないので、分かりやすく説明したパンフレットを配布し、セルフプランから計画相談支援へ移行できればと思います。また、基幹相談支援センター等で家族向けの交流・学習の機会を提供するとあるので、その場を活用して周知していただきければと思います。

2点目、同じ18ページの重点課題の「(2) 障がいに関する理解の促進」について、今は2行ずつしか文章がありませんが、今後検討して詳しく書き込むとお聞きしましたのでお願いしたいと思います。「障がいの有無に関わらず市民が地域で暮らすことができるよう…」という文章ですが、一般の方に障がいのある方を理解してもらえる文章にしたかったのですが、ここでは住みやすいまちづくりを目指す言葉に思えるので、文言を検討していただければと思います。

3点目、難しくて意味の分からない言葉が多いと思います。用語説明もあるとお聞きしましたが、言葉の意味が分からないと、障がいに対する理解も進まないと思いました。大人になって突然障がいへの理解を深めることは難しいと思うので、子どもの頃からの交流が大切だと思います。

4点目、医療的ケア児については、少しずつ理解が進んでいると思います。平成28年度に、医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進に向けて、法律が一部改正になりました。28ページの①のスの取り組みに、「関係機関等が連携を図るための協議の場を設置します。」とありますが、この協議の場は地域自立支援協議会の中で設置されるのか、それとは別に設置されるのか、どうなのでしょう。

【事務局】 4点目の協議の場については、先ほど話にあった精神障がいの方の地域包括ケアと同じように、メンバーや構成をどのような形にして設置するのか、今後具体的に考えていくこととなります。地域自立支援協議会の部会という形で設置するかもしれませんが、現状では、まだはっきりしておりません。

【野田委員】 1点目、25ページの③の「イ 日常生活支援の実施」について、ヘルパー等を利用している方は安心ですが、サービスを利用していない一人暮らしの障がい者

の方が心配です。保健所の方等が定期的に訪問するシステムがあればと思います。健康状態を確認したり、血圧を測ったり、世間話ができればいいのではないのでしょうか。視覚障がいのある方や、高齢で一人暮らしをしている方でも、ヘルパーを拒否される方が多いです。訪問すると、ゴミ屋敷のようになっていることがあります。冬場は、特に防災の面から見ても、燃えるようなものがたくさんあり、危ないと思います。片付けましょうかと言っても拒否されます。

2点目、30ページの「3 保健・医療」について、脳梗塞、パーキンソン病等にかかった方は精神的にも落ちこんでしまいがちなので、治療法の情報や生活アドバイス等の勉強会を開いていただければと思います。

3点目、39ページの「① 福祉のまちづくりの推進」について、春日井市は駅が新しくなりましたが、ホームドアを付けなければならない乗降人数ではないので付いていません。色々と事故があるため、階段やエレベーター等、部分的でもいいので手すりを付けることを検討できないでしょうか。大学の建築関係の先生や障がい福祉課の方と相談していただき、駅に交渉していただければありがたいです。視覚障がい者の方も新しくなった駅を利用されていますが、点字が分かる方は3分の1程度です。特に、中途障がい者の方で点字を読める人は少なく、南北を間違えたという相談を受けたことがあります。どこかの駅には、階段を上ったところに、方角を示す凸凹の表示があるようなので、春日井市でも検討していただければと思います。

4点目、42ページの「8 防災・防犯」について、災害時要援護者の申し出があった方で、視覚障がいや車いす対応ということが分かるようなスカーフ等が配布されると、避難所でも分りやすいと思います。また、被災された方が「消防の方が水の中をボートで通られたが、声が出せずに家の中から見ていた」という状況をテレビで見ました。そのようなときに、ハンカチ等を振れば目印になって目立つのではないかと思いました。

【木全会長】 では、オブザーバーの綱川さんより、全体を通したご意見をお願いいたします。

【綱川オブザーバー】 全体を通して現在取り組んでいることが書かれていない部分があるので、もったいないと思いました。特に、地域自立支援協議会や委託の相談支援事業所が行っていることが非常に多いので、盛り込んでいただければと思います。具体的には、私が提出した資料に書かせていただきました。

【木全会長】 ありがとうございます。これで、委員の皆さんから一通り話を聞くことができました。綱川さんや、他の方からも出ていたように、せっかく取り組んでいることがあるのに、記載されていないので分かりにくいというご意見は、その通りだと思います。これまで取り組んできてここまでできた、次の3年間はこうするということに、PDCAサイクルが分かりやすい形で、工夫をした方がいいと思います。

また、大事なポイントを2点申し上げると、1点目は、事務局やコンサルの方と一緒に、各データも含めて、やってきたことを大事にしながら、次につなげていくということを計画の中身で表現することです。2点目は、計画の推進も含めて、何度も出ている地域自立支援協議会についての記述が少ないので、部会や中身も含めて、一緒に計画をつくってきたことや、一緒に計画を推進していること

を書き込めるとよいのではないのでしょうか。この二つが大きなところだと思います。

細かなところでは、内容をどこまで反映できるか、できないかを、事務局でまとめていただいた上で、地域自立支援協議会や各部会にもご意見をいただきながら、田代委員と私で確認をさせていただき、次の会議の前には皆さんにご提示させていただきたいと思います。

【事務局】 次回の施策推進協議会の日程は、10月23日（月）の午後2時から、今日と同じフロアの第2委員会室を予定しております。変更になった場合は、ご連絡をさせていただきます。お忙しいと思いますが、ご予約をお願いいたします。

【事務局】 長時間に渡り、ご審議いただきありがとうございました。今日は、非常にたくさんのご意見をいただきましたので、一つひとつ事務局で検討しながら次回の資料を作成したいと思います。本日は、ありがとうございました。

上記のとおり、平成29年度第2回春日井市障がい者施策推進協議会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの議事録を作成し、会長及び副会長が署名する。

平成29年10月23日

会 長 木 全 和 巳

署名人 田 代 波 広